

令和5年度事業報告書

留萌水先区水先人会

令和5年度事業計画に基づき、合同事務所の設置及び運営水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行った。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策の実施
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署との協議会として、曳船老朽化に伴う要望書を留萌市役所へ提出した。
12月1日 日本水先人会連合会の協力により、留萌市役所の会議室において、中西留萌市長・担当部課長との意見交換会を行い要望書を提出した。
(日本水先人会連合会阪本専務理事・北海道水先区理事石丸水先人・岩下水先人・留萌水先人会会長)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的とするための必要な施策の実施

1. 重点事業実施

令和5年度は利用者の信頼に応える水先業務と共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として行った。

2. 各事業の実施

(1) 適正化事業

- ・本年度において当水先区水先人が実施した20隻の水先業務にかかる次の事業
- ・水先業務の引受けに関する事務の実施
- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
(安全キャンペーンの実施)
- ・会員の技術向上及び健康管理等の品質管理
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制
- ・本会及び日本水先人会連合会の目的達成、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

(3) 取次窓口業務の実施

- ・会員の行う水先業務の引き受けに関する事務の的確な実施
- ・上記事務を行うための引き受け事務要領の整備
- ・会員のための料金收受事務の的確な実施

(4) 水先人会の会務関係事業

- ・水先人会の運営促進のために、航行安全に関する関係者との協力関係整備のための会合等に出席した。
- ・水先人会運営のための会議として、総会を2回開催した。

以上